

平成23年度第3回大阪府都市計画公聴会の開催について

大阪府都市計画公聴会規則(昭和44年大阪府規則68号)第2条の規定により、下記の都市計画変更案の作成について、次のとおり公聴会を開催します。

1 公聴会開催の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年9月29日(木) 午前10時から
- (2) 場 所 大阪府新別館北館4階 多目的ホール
(地下鉄「谷町4丁目」駅下車)

2 公述及び傍聴の申出に関する事項

(1) 公述の申出手続

公聴会で意見を述べることを希望される方は、知事あてに住所、氏名(法人の場合は名称)、利害関係人にあつては利害関係の内容、意見の要旨を記載した公述申出書(様式指定)の提出が必要です(提出方法は郵送または持参。なお、郵送に替えて電子メールで公述申出書の提出を希望される方は、必ず当課に電話で連絡をしてください)。

(2) 傍聴の申出手続

公聴会の傍聴を希望される方は、住所、氏名及び電話番号を記載したはがき又は電子メールにより申し込んでください。先着順で受け付けます(定員200名)。

3 公述の申出先及び問合せ先

大阪府都市整備部総合計画課

住所：540-0008

大阪府中央区大手前三丁目2番12号

電話：06-6944-6777 (ダイヤルイン)

電子メール：sogokeikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

4 公述及び傍聴の申出期間

平成23年9月1日(木)から同月15日(木)まで〔必着〕

1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

(1) 北部大阪都市計画用途地域

種類	面積
第一種中高層住居専用地域	約5,451ha (約5,451ha)
第二種中高層住居専用地域	約2,436ha (約2,435ha)
第一種住居地域	約1,922ha (約1,922ha)
近隣商業地域	約600ha (約596ha)
準工業地域	約2,292ha (約2,295ha)

※面積は、今回変更する用途地域の北部大阪都市計画区域における合計面積であり、()内は現行面積である。

(1) - 1

JR東海道線において、新駅の整備が進められることに伴い、駅前にふさわしい土地利用の誘導を図るため、用途地域の変更を行う。

※変更となる地区は、次のとおり

対象市名	地区名	面積	変更内容
茨木市	庄一丁目地区	約3.4ha	準工業地域から近隣商業地域へ変更し、容積率を200%から300%へ、建ぺい率を60%から80%へ変更

※変更箇所は、別紙「用途地域の変更 計画図」を参照

《参考》 上記の府都市計画決定案件に関連して、茨木市の都市計画において、地区計画の決定及び高度地区の変更が予定されています。内容については、茨木市へお問い合わせください。

(1) - 2

都市計画道路（阪急茨木駅総持寺線）の一部廃止に伴い、用途地域の境界線の整理を行う。

※変更となる地区は、次のとおり

対象市名	地区名	面積	変更内容 ()内は、(容積率/建ぺい率)を示す。単位は%
茨木市	大住町地区	約0.4ha	第一種住居地域 (200/60) から第二種中高層住居専用地域 (200/60) へ変更

※変更箇所は、別紙「用途地域の変更 計画図」を参照

《参考》 上記の府都市計画決定案件に関連して、茨木市の都市計画において、高度地区の変更が予定されています。内容については、茨木市へお問い合わせください。

(1) - 3

大阪都市計画緑地第2号服部緑地の変更に伴い、用途地域の境界線の整理を行う。

※変更となる地区は、次のとおり

対象市名	地区名	面積	変更内容 ()内は、(容積率/建ぺい率)を示す。単位は%
吹田市	服部緑地地区	約0.2ha	第一種中高層住居専用地域(200/60)から第二種中高層住居専用地域(200/60)へ変更
		約0.1ha	第一種中高層住居専用地域(200/60)から第一種住居地域(200/60)へ変更

※変更箇所は、別紙「用途地域の変更 計画図」を参照

《参考》 上記の府都市計画決定案件に関連して、吹田市の都市計画において、高度地区の変更が予定されています。内容については、吹田市へお問い合わせください。

(2) 北部大阪都市計画風致地区

大阪都市計画緑地第2号服部緑地の変更に伴い、風致地区の境界線の整理を行う。

対象市名	名称	変更区域	面積
豊中市 吹田市	服部風致地区	[豊中市] 服部緑地及び北条町四丁目 地内 [吹田市] 江坂町三丁目地内	約132ha (約134ha)

※面積の()内は現行面積である。

(3) 北部大阪都市計画道路

「大阪府都市計画(道路)見直しの基本方針」(平成23年3月策定)に基づき、都市計画決定後長期にわたり事業着手されていないものについて、計画の必要性和事業の実現性を評価した結果、阪急茨木駅総持寺線において一部区間の廃止及び名称の変更を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
茨木市	3・4・211-11号 阪急茨木駅総持寺線	大住町、庄一丁目及び庄二丁目地内	一部区間の廃止及び名称の変更

(4) 東部大阪都市計画用途地域

枚方西高校跡地においてスポーツ拠点施設の整備を行うため、用途地域の変更を行う。

種類	面積
第一種中高層住居専用地域	約4,209ha (約4,213ha)
第二種住居地域	約1,052ha (約1,048ha)

※面積は、今回変更する用途地域の東部大阪都市計画区域における合計面積であり、()内は現行面積である。

※変更となる地区は、次のとおり

対象市名	地区名	面積	変更内容 ()内は、(容積率/建ぺい率)を示す。単位は%
枚方市	伊加賀スポーツセンター地区	約4ha	第一種中高層住居専用地域(200/60)から第二種住居地域(200/60)へ変更

※変更箇所は、別紙「用途地域の変更 計画図」を参照

《参考》 上記の府都市計画決定案件に関連して、枚方市の都市計画において、地区計画の決定及び高度地区の変更が予定されています。内容については、枚方市へお問い合わせください。

(5) 東部大阪都市計画都市高速鉄道

現在、鉄道により分断されている都市機能を、鉄道の連続立体交差化により、都市交通の円滑化と、合理的な都市機能の発揮を図るため、京阪電気鉄道京阪本線において高架化されていない区間(枚方公園駅～香里園駅)を高架化するための変更を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
枚方市	第210-1号 京阪電気鉄道 京阪本線	南中振一丁目、南中振二丁目、北中振一丁目から北中振三丁目まで、走谷一丁目、走谷二丁目、伊加賀栄町、枚方公園町、伊加賀寿町、伊加賀南町、伊加賀本町、伊加賀東町、堤町、三矢町、枚方元町及び岡南町地内	鉄道の高架化
寝屋川市	第215-1号 京阪電気鉄道 京阪本線	緑町、音羽町、田井町、田井西町、寿町、香里南之町、香里本通及び香里北之町地内	鉄道の高架化

(6) 東部大阪都市計画道路

京阪電気鉄道京阪本線の連続立体交差化の計画にあわせて、鉄道沿線の土地利用及び都市交通の円滑化を図るための変更を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
枚方市	3・5・210-43号 枚方八尾線	伊加賀東町、伊加賀南町、枚方公園町、走谷一丁目、北中振一丁目、北中振二丁目及び南中振一丁目地内	起点・幅員の変更
寝屋川市	3・6・215-27号 枚方八尾線	香里本通町、香里南之町、郡元町、美井町及び美井元町地内	線形・幅員の変更
寝屋川市	3・6・215-28号 木屋郡線	香里本通町地内	終点の変更
寝屋川市	3・6・215-29号 木屋田井線	香里南之町、寿町及び美井元町地内	終点・幅員の変更

(7) 東部大阪都市計画下水道

京阪電気鉄道京阪本線の連続立体交差化の計画に伴い、鉄道等の施設との重複が発生することから、互いの施設の機能を確保するための変更を行う。

対象市名	名称	変更区域	変更内容
枚方市	寝屋川北部流域下水道 (枚方中継ポンプ場)	南中振二丁目地内	区域の変更
寝屋川市	寝屋川北部流域下水道 (寝屋川枚方幹線)	香里本通町地内	線形の変更

(8) 南部大阪都市計画用途地域

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業の宅地の利用計画の変更に伴い、新たな時代の要請や多様な需要に柔軟に対応するため用途地域を変更する。また、同事業の施行区域の変更に伴い、用途地域の境界線の整理を行う。

種類	面積
第一種低層住居専用地域	約3,832ha (約3,832ha)
第一種中高層住居専用地域	約3,759ha (約3,759ha)
第一種住居地域	約5,890ha (約5,890ha)
第二種住居地域	約1,488ha (約1,503ha)
準工業地域	約5,194ha (約5,179ha)

※面積は、今回変更する用途地域の南部大阪都市計画区域における合計面積であり、()内は現行面積である。

※変更となる地区は、次のとおり

対象市名	地区名	面積	変更内容 ()内は、(容積率/建ぺい率)を示す。単位は%
和泉市	あゆみ野三丁目地区	約15ha	第二種住居地域(200/60)から準工業地域(200/60)へ変更する。
	あゆみ野一丁目地区	約0.016ha	第二種住居地域(200/60)から第一種住居地域(200/60)へ変更する。
		約0.017ha	第一種住居地域(200/60)から第二種住居地域(200/60)へ変更する。
	はつが野一丁目地区	約0.005ha	第一種中高層住居専用地域から第一種低層住居専用地域へ変更し、容積率を200%から100%へ、建ぺい率を60%から50%へ変更

※変更箇所は、別紙「用途地域の変更 計画図」を参照

《参考》 上記の府都市計画決定案件に関連して、和泉市の都市計画において、地区計画の変更が予定されています。内容については、和泉市へお問い合わせください。

(9) 南部大阪都市計画新住宅市街地開発事業

新たな時代の要請や多様な需要に柔軟に対応するため宅地の利用計画の変更を行う。

また、事業区域の確定に伴う区域の変更及び公園・緑地について都市計画決定等に伴う変更を行う。

対象市名	名称	変更区域	変更内容
和泉市	和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業	いぶき野一丁目からいぶき野五丁目まで、まなび野、あゆみ野一丁目からあゆみ野四丁目まで、はつが野一丁目からはつが野三丁目まで、池田下町、万町、浦田町、唐国町二丁目、松尾寺町、鍛冶屋町及び青葉台地内	区域面積、公共施設の配置及び規模並びに宅地の利用計画の変更

※変更箇所は、別紙「計画図」を参照

《参考》 上記の府都市計画決定案件に関連して、和泉市の都市計画において、地区計画及び都市計画公園の変更が予定されています。内容については、和泉市へお問い合わせください。

(10) 大阪都市計画緑地

服部緑地の未開設区域において必要な機能の精査を行った結果、一部区域について、都市計画決定区域を廃止する都市計画変更を行う。あわせて、緑地北側で道路に分断されている一部区域の界線を整理する。

対象市名	名称	変更区域	変更内容
豊中市 吹田市	第2号 服部緑地	〔豊中市〕 服部緑地及び北条町四丁目地内 〔吹田市〕 江坂町三丁目地内	服部緑地の区域の変更 (面積を約142haから約 141haに変更)

※変更箇所は、別紙「緑地の変更計画図」を参照

2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市役所	府庁
豊中市都市計画推進部都市計画室	都市整備部総合計画課
吹田市都市整備部都市整備室	
枚方市都市整備部都市計画課	
茨木市都市整備部都市政策課	
寝屋川市まち政策部都市計画室	
和泉市都市デザイン部都市政策課	

(2) 掲示期間

平成23年9月1日(木)から同月15日(木)まで